

新庄市子ども・子育て支援 事業計画

《中間改訂版》 (最終形)

子どもは未来の宝もの
みんなで育てよう いのち輝く新庄っ子

平成30年 月
新庄市

平成27年3月に策定した「新庄市子ども・子育て支援事業計画」のうち、教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保の内容」を見直してまとめた中間改訂版になります。

第2章 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

1 教育・保育の量の見込み

①これまでの利用実績

単位：人(%)

項目 調査年	就学前 児童数(全体)	幼稚園 児童数(割合)	3-5歳保育施設 児童数(割合)	0-2歳保育施設 児童数(割合)	在宅子育て 児童数(割合)
H23	1,865(100.0)	405(21.7)	526(28.2)	295(15.8)	639(34.3)
H24	1,809(100.0)	394(21.8)	558(30.9)	283(15.6)	574(31.7)
H25	1,765(100.0)	340(19.2)	559(31.7)	296(16.8)	570(32.3)
H26	1,707(100.0)	304(17.8)	546(32.0)	308(18.0)	549(32.2)

(各年4月1日現在)

資料：子育て推進課調べ

ここ最近の利用実績をみると、幼稚園・保育所等を利用する割合は、就学前児童数全体の約68%で、今後もこの傾向で推移するものと考えられます。また、幼稚園児童数は減少傾向にあり、保育施設児童数が増加傾向にあります。特に0-2歳の保育施設の需要については、今後増加するものと考えられます。

②ニーズ調査による利用意向割合

単位：人(%)

	ニーズ調査 標本数(全体)	幼稚園 希望数(割合)	3-5歳保育施設 希望数(割合)	0-2歳保育施設 希望数(割合)	在宅子育て 希望数(割合)
利用意向	634(100.0)	126(19.9)	144(22.7)	168(26.5)	196(30.9)

※H25実施のニーズ調査結果より

利用意向の算出にあたっては、ニーズ調査結果を基に、国が示す算出方法で積算したものであり、多少利用実績とは乖離があります。教育・保育施設等の利用希望総数の約70%の方が保育施設等希望しており、特に0-2歳保育施設を希望する割合が多くなっています。

○これまでの利用実績、ニーズ調査による利用意向割合及び今後の就学前児童人口推計から、**教育・保育の量の見込みを次のとおり設定します。**

単位：人

項目 年	就学前児童数 (推計人口)	1号認定子ども	2号認定子ども	3号認定子ども
H27(実績)	1,653	284	475	312
H28(実績)	1,611	279	476	339
H29(実績)	1,579	221	519	348
H30(計画)	1,519	224	521	352
H31(計画)	1,468	214	498	358

【1号認定子ども】満3歳以上の学校教育のみ(保育の必要性なし)の就学前子ども

【2号認定子ども】満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども(保育を必要とする子ども)

【3号認定子ども】満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども(保育を必要とする子ども)

2 教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

○教育・保育提供区域は新庄市全域を1つの区域とし、先に設定した量の見込みに対応するよう、教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期について、以下のように設定します。

単位：人

		実績値									
		1年目(平成27年)			2年目(平成28年)			3年目(平成29年)			
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
①	量の見込み(必要利用定員総数)	284	475	312	279	476	339	221	519	348	
	量の見込み(他市町村の子ども)	1	7	38	1	-	7	3	3	9	
② 確保の内容	給付対象	教育・保育施設(幼稚園、保育所等)	9	379	170	9	445	216	58	500	231
		教育・保育施設(他市町村の子ども)	-	-	-	-	-	-	1	-	-
		地域型保育事業(小規模保育、事業所内保育等)	-	-	-	-	-	87	-	-	79
		地域型保育事業(他市町村の子ども)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	給付対象外	確認を受けない幼稚園	275	-	-	270	-	-	163	-	-
		確認を受けない幼稚園(他市町村の子ども)	1	-	-	1	-	-	2	-	-
		認可外保育施設	-	96	142	-	31	36	-	19	38
		認可外保育施設(他市町村の子ども)	-	7	38	-	-	7	-	3	9
②-①		0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		計画値									
		4年目(平成30年)			5年目(平成31年)						
		1号	2号	3号	1号	2号	3号				
①	量の見込み(必要利用定員総数)	224	521	352	214	498	358				
	量の見込み(他市町村の子ども)	2	-	6	2	-	3				
② 確保の内容	給付対象	教育・保育施設(幼稚園、保育所等)	174	541	280	174	565	301			
		教育・保育施設(他市町村の子ども)	1	-	-	1	-	-			
		地域型保育事業(小規模保育、事業所内保育等)	-	-	91	-	-	75			
		地域型保育事業(他市町村の子ども)	-	-	-	-	-	-			
	給付対象外	確認を受けない幼稚園	104	-	-	104	-	-			
		確認を受けない幼稚園(他市町村の子ども)	1	-	-	1	-	-			
		認可外保育施設	-	19	21	-	6	15			
		認可外保育施設(他市町村の子ども)	-	-	6	-	-	3			
②-①		54	39	40	64	73	33				

○確保の方策

- ・現在、給付対象外の認可外保育施設に入所している児童については、今後3年間で、認可保育所や地域型保育事業などの給付対象施設移行へ向けた取り組みを行い確保します。
- ・少子化の動向や3歳未満児の保育需要を踏まえ、公立・民間立保育所のそれぞれが担う役割を重視しながら、施設の改編や定員の見直しを行い確保します。

第3章 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

1 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

○量の見込みについては、これまでの利用実績、ニーズ調査による利用意向割合及び今後の人口推計から、各事業ごとに設定します。

2 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

○提供区域は新庄市全域を1つの区域とし、各事業ごとに設定する量の見込みに対応するよう、提供体制の確保の内容及びその実施時期について、以下のように設定します。

(1) 利用者支援事業（新規）

保健師等の専門性を活かし、妊娠期から子育て期にわたり母子保健や子育て支援の情報提供及び相談・助言、関係機関との連絡調整等を行います。

主に以下の内容で実施します。

- ① 妊産婦、乳幼児等の支援に必要な情報を継続的に把握
- ② 妊娠、出産及び子育てに関する相談、情報提供、助言・保健指導
- ③ 支援を必要とする妊産婦等の支援プランの策定
- ④ 関係機関との連絡調整、ネットワークづくり

（関係機関との連携）

実施主体は、医療機関（産科、小児科等）や助産所、教育・保育・保健その他の子育て支援を提供している機関のほか、児童相談所、保健所といった地域における保健・医療・福祉の行政機関、児童委員、学校、NPO法人等の関係機関・団体等に対しても本事業の周知等を積極的に図るとともに、連携を密にし、本事業が円滑かつ効果的に行われるよう努めることとします。

【量の見込みと確保の内容】

事業名	内容	実績値 (H29 は見込)			計画値	
		1年目 (H27)	2年目 (H28)	3年目 (H29)	4年目 (H30)	5年目 (H31)
利用者支援事業	①量の見込み	0箇所	0箇所	0箇所	1箇所	1箇所
	②確保の内容	0箇所	0箇所	0箇所	1箇所	1箇所
	②-①	0	0	0	0	0

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談・助言、情報の提供その他の支援を行います。

主に以下の内容で実施します。

- ①親子の交流の場の提供 ②子育てに関する相談・助言
- ③地域の子育て関連情報の提供 ④子育て支援に関する講習等

【取り組み状況等】

①地域子育て支援拠点事業（延べ利用人数） （単位：人日）

施設名称\年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
新庄市地域子育て支援センター	4,742	3,727	4,662
パリス保育園子育て支援センター	2,017	1,915	2,103
新庄保育園子育て支援センター	764	681	742
合 計	7,523	6,323	7,507

資料：子育て推進課調べ

②子育て相談件数 （単位：件）

施設名称\年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
新庄市地域子育て支援センター	256	129	251
パリス保育園子育て支援センター	166	160	163
新庄保育園子育て支援センター	52	40	49
合 計	474	329	463

資料：子育て推進課調べ

【参考】わらすこ広場（延べ利用人数） （単位：人日）

利用者\年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
市内利用者	43,783	40,947	34,487
郡内利用者	5,476	5,333	6,245
郡外利用者	1,829	1,793	2,601
合 計	51,088	48,073	43,333

資料：子育て推進課調べ

【量の見込みと確保の内容】

（単位：人日）

事業名	内 容	実績値 (H29 は見込)			計画値	
		1 年目 (H27)	2 年目 (H28)	3 年目 (H29)	4 年目 (H30)	5 年目 (H31)
地域子育て支援拠点事業	①量の見込み	7,116	6,726	6,650	6,650	6,650
	②確保の内容	7,116	6,726	6,650	6,650	6,650
	②-①	0	0	0	0	0

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、主に以下の内容で妊婦健康診査を実施します。

I. 回数・実施時期

- ①初期～妊娠 23 週：4 週間に 1 回、②妊娠 24～35 週：2 週間に 1 回、
- ③妊娠 36 週～分娩：1 週間に 1 回 合計 14 回

II. 検査項目

●各回実施する基本的な項目

- ①健康状態の把握（妊娠月週数に応じた問診、診査等）
- ②定期検査
- ③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に、必要に応じた医学的検査

●上記以外の各種医学的検査

- ①血液検査（血液型、血算、血糖、B 型肝炎抗原、C 型肝炎抗体、HIV 抗体、梅毒血清反応、風疹ウイルス抗体）
- ②子宮頸がん検診（細胞診）
- ③超音波検査・・・必要に応じて実施していたが、H28 年度からは 4 回実施。
- ④B 群溶血性レンサ球菌（GBS）
- ⑤性器クラミジア抗原検査
- ⑥HTLV-Ⅰ抗体検査
- ⑦超音波検査—4 回（H28 年度追加）

【取り組み状況等】

妊婦健康診査（指定医療機関実施）

（単位：枚）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
妊婦健康診査（1 回目受診票）	270	292	303
妊婦健康診査（2～14 回目受診票）	2,927	3,007	3,191

資料：健康課調べ

【量の見込みと確保の内容】

（単位：人）

事業名	内容	実績値 (H29 は見込)			計画値	
		1 年目 (H27)	2 年目 (H28)	3 年目 (H29)	4 年目 (H30)	5 年目 (H31)
妊婦健康診査	①量の見込み	409	365	400	400	400
	②確保の内容	409	365	400	400	400
	②-①	0	0	0	0	0

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。母子保健法による新生児・乳児訪問を「こんにちは赤ちゃん事業」として位置づけ実施します。

主に以下の内容で実施します。

- ①乳児・産婦の心身の状態や養育環境の把握及び助言
- ②育児に関する不安や悩みの聴取・相談
- ③子育て支援に関する情報提供
- ④支援を必要とする家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連絡調整

【取り組み状況等】

乳児家庭全戸訪問

（単位：件、人、％）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
訪問件数 (A)	283	267	301
出生数 (B)	281	274	299
訪問率 (A/B)	100.7	97.4	100.7

資料：健康課調べ

- ・長期に里帰り先から戻ってこない場合は、里帰り先市町村に訪問を依頼しています。
- ・家庭訪問の同意が得られない場合においては、保健センターへの来所をすすめるなど、全対象者との面談に努めています。

【量の見込みと確保の内容】

（単位：人）

事業名	内 容	実績値 (H29 は見込)			計画値	
		1 年目 (H27)	2 年目 (H28)	3 年目 (H29)	4 年目 (H30)	5 年目 (H31)
乳児家庭全戸訪問事業	①量の見込み	272	243	250	250	250
	②確保の内容	272	243	250	250	250
	②-①	0	0	0	0	0

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育を支援します。

【取り組み状況等】

養育支援訪問

(単位：人)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
専門的相談支援（延べ）	36	55	45

資料：健康課調べ

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人)

事業名	内容	実績値 (H29 は見込)			計画値	
		1 年目 (H27)	2 年目 (H28)	3 年目 (H29)	4 年目 (H30)	5 年目 (H31)
養育支援訪問事業	①量の見込み	20	20	20	20	20
	②確保の内容	20	20	20	20	20
	②-①	0	0	0	0	0

【参考】家庭児童相談件数

(単位：件)

相談内容\年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
養護相談	197	338	355
保健相談	28	8	19
障害相談	99	76	48
非行相談	7	9	16
性格行動相談	51	13	1
不登校相談	38	45	29
適正相談	25	13	15
育児・しつけ相談	4	0	0
その他の相談	22	9	18
合計	471	511	501

資料：子育て推進課調べ

(6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行います。(短期入所生活援助事業「ショートステイ事業」及び夜間養護等事業「トワイライトステイ事業」)

【短期入所生活援助事業「ショートステイ事業」】

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行います。

【夜間養護等事業「トワイライトステイ事業」】

保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かります。宿泊も可能。

【取り組み状況等】

短期入所生活援助事業「ショートステイ事業」

(単位：人、日)

利用者等\年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用者数	1	4	0
利用日数	2	46	0

資料：子育て推進課調べ

短期入所生活援助事業「ショートステイ事業」(障がい児等支援事業)

(単位：人、日)

利用者等\年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用者数	3	4	5
利用日数	20	30	150

資料：成人福祉課調べ

夜間養護等事業「トワイライトステイ事業」

(単位：人、日)

利用者等\年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用者数	22	21	9
利用日数	158	130	46

資料：子育て推進課調べ

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人日)

事業名	内容	実績値 (H29 は見込)			計画値	
		1 年目 (H27)	2 年目 (H28)	3 年目 (H29)	4 年目 (H30)	5 年目 (H31)
子育て短期支援事業	①量の見込み	116	161	163	162	161
	②確保の内容	116	161	163	162	161
	②-①	0	0	0	0	0

(7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

主に以下の内容で実施します。

- ①幼稚園、保育所等の開始時刻前及び終了時刻後に児童を預かります。
- ②幼稚園、保育所等への送迎を行います。（徒歩のみ）
- ③通院、冠婚葬祭やリフレッシュのため児童を預かります。

※ファミリー・サポート・センター事業の中には、「新庄市ファミリー・サポート・センター」及び「ファミリー・サポート・センターもがみ」が存在する。計画策定時には、「ファミリー・サポート・センターもがみ」のみであったが、平成28年9月より「新庄市ファミリー・サポート・センター」を設立した。

【取り組み状況等】

ファミリー・サポート・センター事業

（単位：人、日）

利用者等\年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用者数	—	13	5
利用日数	—	46	5

資料：子育て推進課調べ

○ファミサポもがみ会員数（平成26年4月1日現在）

協力会員 21名 依頼会員 15名 両方会員 1名

【量の見込みと確保の内容】

（単位：人日）

事業名	内容	実績値(H29は見込)			計画値	
		1年目(H27)	2年目(H28)	3年目(H29)	4年目(H30)	5年目(H31)
ファミリー・サポート・センター事業	①量の見込み	148	115	240	240	240
	②確保の内容	148	115	240	240	240
	②-①	0	0	0	0	0

(8) 一時預かり事業

家庭において、保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行います。

①幼稚園の預かり保育

教育時間終了後から在園児を対象として、就労形態の多様化に伴う社会要請に対応し、保護者の就労支援と幼児の健やかに養育する環境を整備するため、預かり保育を行います。

②保育所の一時保育（認可外保育施設含む）

保育所に通年入所している児童以外の児童で、下記の利用要件を満たす場合、一時的に保育を行います。

- ・利用要件 ○保護者の病気、けが、介護、看護、通院、冠婚葬祭など
- 保護者の不定期就労、リフレッシュ、買い物など

【取り組み状況等】

①幼稚園の預かり保育

(単位：箇所、人日)

実施施設等\年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施施設数	5	5	5
延べ利用者	21,836	23,535	20,573

資料：子育て推進課調べ

②保育所の一時保育（認可外保育施設含む）

(単位：箇所、人日)

実施施設等\年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施施設数	12	11	11
延べ利用者	2,142	1,416	1,896

資料：子育て推進課調べ

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人日)

事業名	内 容	実績値 (H29 は見込)			計画値	
		1 年目 (H27)	2 年目 (H28)	3 年目 (H29)	4 年目 (H30)	5 年目 (H31)
一時預かり事業 (幼稚園の預かり保育)	①量の見込み	19,767	18,759	15,000	15,000	14,500
	②確保の内容	19,767	18,759	15,000	15,000	14,500
	②-①	0	0	0	0	0
一時預かり事業 (保育所の一時保育)	①量の見込み	1,271	993	1,000	1,000	1,000
	②確保の内容	1,271	993	1,000	1,000	1,000
	②-①	0	0	0	0	0

(9) 延長保育事業

保育認定を受けた児童について、通常の利用時間以外の時間において、保育所等において保育を行います。

本市の基本保育時間は、午前8時30分から午後4時30分までと設定していますが、さらに認可保育所では3時間20分～4時間枠で、認可外保育施設では3時間～5時間20分枠で延長保育を実施しています。

※平成28年4月1日現在

保育所を利用できる時間については、「保育短時間」・「保育標準時間」のどちらの区分で認定されているかによって異なります。

原則として、就労などの「保育を必要とする理由」の時間が保育時間となり、下記の認定時間は、最長で利用することのできる保育時間です。

＜保育短時間＞ 通常保育時間の8時間を利用可能な時間帯

＜保育標準時間＞ 通常保育時間を含む最長11時間を利用可能な時間帯

設定されている保育時間を超えて保育所を利用することもできますが、保育料の他に「延長保育料」が加算されます。延長保育が利用できる時間帯は、各保育所の開所時間により異なります。

【取り組み状況等】

保育時間の設定区分（平成26年4月1日現在）

（単位：箇所）

区分	開設時間帯	実施施設数		
		認可保育所		認可外保育施設
		市立	民間立	
延長保育	午前6時30分～午前8時30分			1
	午前7時00分～午前8時30分			2
	午前7時15分～午前8時30分		1	
	午前7時30分～午前8時30分	3	1	4
	午前7時40分～午前8時30分			1
基本保育	午前8時00分～午前8時30分			1
	午前8時30分～午後4時30分	3	2	9
延長保育	午後4時30分～午後6時30分			1
	午後4時30分～午後6時50分	3		
	午後4時30分～午後7時00分			4
	午後4時30分～午後7時10分			2
	午後4時30分～午後7時15分		1	
	午後4時30分～午後7時30分		1	1
	午後4時30分～午後7時50分			1

資料：子育て推進課調べ

延長保育利用者数（平成26年4月1日現在）

（単位：人）

区分	開設時間帯	延長保育利用者数		
		認可保育所		認可外保育施設
		市立	民間立	
延長保育	午前6時30分～午前8時30分			36
	午前7時00分～午前8時30分			93
	午前7時15分～午前8時30分		92	
	午前7時30分～午前8時30分	71	55	90
	午前7時40分～午前8時30分			8
	午前8時00分～午前8時30分			5
	午後4時30分～午後6時30分			9
	午後4時30分～午後6時50分	99		
	午後4時30分～午後7時00分			64
	午後4時30分～午後7時10分			97
	午後4時30分～午後7時15分		93	
	午後4時30分～午後7時30分		78	37
	午後4時30分～午後7時50分			58

資料：子育て推進課調べ

【量の見込みと確保の内容】

（単位：人）

事業名	内容	実績値 (H29 は見込)			計画値	
		1年目 (H27)	2年目 (H28)	3年目 (H29)	4年目 (H30)	5年目 (H31)
延長保育事業	①量の見込み	94	77	80	80	80
	②確保の内容	94	77	80	80	80
	②-①	0	0	0	0	0

(10) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

児童が発熱等で急に病気になった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を行います。

【病児対応型】

児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合において、当該児童を病院、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する事業。

【病後児対応型】

児童が病気の「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童を病院・保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する事業。

【取り組み状況等】

病後児保育

（単位：箇所、人日）

実施施設等\年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施施設数	1	1	1
延べ利用者（市内）	660	610	409
延べ利用者（市外）	209	379	331

資料：子育て推進課調べ

※病児保育の実績はありません。

【量の見込みと確保の内容】

（単位：人日）

事業名	内 容	実績値 (H29 は見込)			計画値	
		1 年目 (H27)	2 年目 (H28)	3 年目 (H29)	4 年目 (H30)	5 年目 (H31)
病児保育事業 (病児・病後児対応型)	①量の見込み	529	202	200	200	200
	②確保の内容	529	202	200	200	200
	②-①	0	0	0	0	0

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後や週末等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。

【取り組み状況等】

①放課後児童クラブ（公設民営）

（単位：箇所、人）

実施施設等\年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施施設数	3	3	3
低学年利用者数	154	133	118
高学年利用者数	0	0	0

※各年度 5 月 1 日現在

資料：子育て推進課調べ

②放課後児童クラブ（民設民営）

（単位：箇所、人）

実施施設等\年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施施設数	6	6	7
低学年利用者数	91	91	102
高学年利用者数	36	45	48

※各年度 5 月 1 日現在

資料：子育て推進課調べ

【量の見込みと確保の内容】

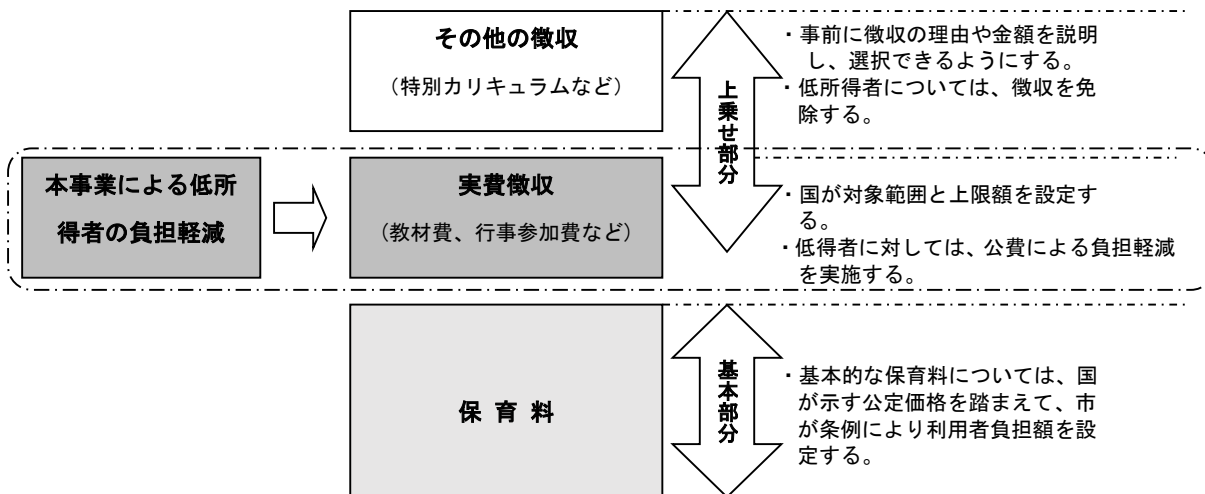
（単位：箇所、人）

事業名	内 容	実績値			計画値	
		1 年目 (H27)	2 年目 (H28)	3 年目 (H29)	4 年目 (H30)	5 年目 (H31)
放課後児童健全育成事業	実施施設数	10	10	10	10	10
放課後児童健全育成事業 (低学年 1~3 年生)	①量の見込み	289	295	290	300	300
	②確保の内容	289	295	290	300	300
	②-①	0	0	0	0	0
放課後児童健全育成事業 (高学年 4~6 年生)	①量の見込み	58	63	75	80	80
	②確保の内容	58	63	75	80	80
	②-①	0	0	0	0	0

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規）

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して、保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成します。

【実費徴収に係る補足給付を行う事業のイメージ図】

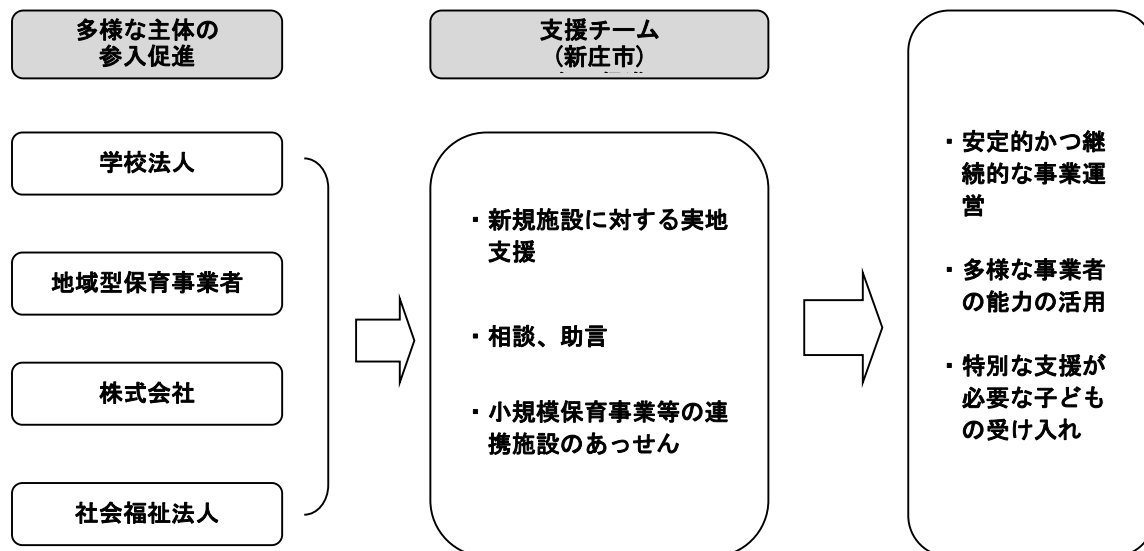


※平成27・28年度の実績はありません。

(13) 多様な事業者の参入を促進する事業（新規）

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を支援します。

【多様な事業者の参入を促進する事業のイメージ図】



※平成27・28年度の実績はありません。